

(案)

資料5

秘密保持契約書

●●株式会社（以下、「甲」という。）及び●●株式会社（以下、「乙」という。）は、取引開始の可能性を検討するにあたり（以下、「本目的」という。）、相互に開示する秘密情報の取り扱いについて、次のとおり秘密保持契約書（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条 （定義）

- 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、書面、電磁的方法、口頭その他方法を問わず開示した、●●に関するデータ、製法及びアイデア、その他技術上又は営業上の秘密であって、開示の際に秘密として指定した必要な一切の情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。
 - 開示される以前に、相手方が知得していたもの
 - 開示された時に、すでに公知であったもの
 - 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
 - 相手方が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したものの
- 「開示者」とは、秘密情報を相手方に開示する当事者をいう。
- 「受領者」とは、秘密情報を相手方から開示された当事者をいう。

第2条 （秘密情報の提供）

- 甲及び乙は、秘密情報を提供する際、当該情報の正確性及有用性等を含め、一切の保証をするものではないことを確認する。
- 本契約書により、甲及び乙は、いかなる意味においても相手方に対する開示義務を負うものではなく、相手方に対する情報開示は、当該情報を保有する当事者が自らの判断で行うものとする。

第3条 （秘密保持）

- 受領者は、本目的のために開示者から開示された秘密情報、並びに、本目的に係る検討、交渉等及び本契約の存在について、厳に秘密を保持し、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、本目的以外のために用いてはならず、また、第三者に対して、秘密情報を開示し又は漏洩してはならない。
- 前項の規定にかかわらず、法令又は裁判所その他官公庁から命令に基づき秘密情報の開示を要請された場合には、受領者は、秘密情報を開示することができる。この場合において、要請を受けた受領者は、当該要請があった旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに開示者に通知する。

コメントの追加 [A1]: 事情に応じて修正ください。本ひな形は、共同開発や開発委託、製造委託等の本契約の締結に向けて、「取引開始の可能性」を検討する段階で使用することを想定しています。より具体的な検討を行う場合には、その内容に応じて共同開発契約や開発委託契約のひな形を活用してください。

コメントの追加 [A2]: 契約の相手方の方が情報を多く持っており、色々と情報の開示を受けてしまうと、当該情報を相手に対して秘密に保持する義務を自社が負ってしまうこともあります。結果として、既に自社で持っていた技術・ノウハウに関する情報の活用が制限されてしまうといったリスクもあります。自社が守りたい情報を明確に特定できるのであれば（できない重要な情報は開示しない）、具体例を例示したり、別紙にリスト化したりする等して提示する方法もあります。自社が真に保護すべき技術・ノウハウの特定について悩む場合には、一度、知財専門家や支援機関の助言を得ることも検討しましょう。

第4条 (周知・管理)

受領者は、本目的のために必要な範囲で、自己の役員又は従業員に秘密情報を開示するものとし、当該役員等に対し、本契約に定める事項を周知し、また遵守するよう対策を講ずるものとする。

第5条 (権利の帰属等)

- 1 本目的を遂行する過程で、秘密情報に基づき得られた、発明、考案、意匠、著作権の創作その他成果物(以下、発明等)が生じた場合には、相手方に対し速やかに通知し、また、単独で特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願等の出願を行ってはならない。
- 2 前項の場合、甲及び乙は、**発明等の帰属、出願等について協議**を行い、必要に応じ別途契約を締結するものとする。
- 3 前項において、発明等は発明者に帰属するのが原則であるが、協議により、発明者ではない一方当事者のみに単独で帰属することとしたときには、他方当事者に相当の対価を支払うものとする。

コメントの追加 [A3]: 知的財産権等の権利やその他何らかの成果が期待されるような取り組みを行う場合には、共同開発契約や開発委託契約等を締結することが推奨されます。本ひな形は、そうした取引の可能性を検討する段階で用いることを念頭に置いたものです。具体的な取引契約に至る過程で踏み込んだ検討を行わざるを得ない場合も実務上はあり得ることから、本条項を入れてあります。当事者間でこの点、十分に認識できている場合には第5条削除してご活用ください。

第6条 (第三者への開示)

- 1 受領者は、第三者(弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合を除く。)に秘密情報を開示する場合には、開示者による事前の書面による承諾を得るものとする。この場合、受領者は、当該第三者に対し、本契約において自己が負う義務と同等の義務を遵守させるものとする。
- 2 第三者が当該義務に違反したときには、受領者が本契約の義務に違反したものとみなす。

コメントの追加 [A4]: 知的財産権の帰属は、特許であれば発明者に帰属するのが特許法の原則的な考え方です。そうでない取扱いを当事者の意思に基づいて行う場合には、対価について協議や、当該権利の実施権(当該権利を活用した事業実施が出来るかどうか)の定めについても協議する必要があります。

第7条 (返還・廃棄)

本契約の終了後直ちに、又は、開示者から要求があった場合、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報(複製・複写等を含む)を、開示者の指示に従い返還し、又は廃棄する。

第8条 (有効期間)

本契約は、本契約締結日から**3年間**、有効に存続する。

コメントの追加 [A5]: 目的に応じて、有効期間を設定することとなります。

第9条 (紛争の解決)

- 1 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場

合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

- 2 本契約に関する知的財産権についての紛争については、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。
- 3 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 4 第1項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続を含む。）については、第1項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

●●年●月●日

甲 ●●株式会社
(住所)
(代表者名) 印

乙 ●●株式会社
(住所)
(代表者名) 印